

平成31年度 P T A規則改正 (案)

来年度より3学期授業参観日が2月初旬へ日程変更されるため、同日開催である P T A 年度末定期総会の日程も変更となります。年度末定期総会では会計決算報告の承認を得るため、会計年度(期間)の改定が必要となります。これにつき、平成31年度年度末定期総会にて承認の可否を審議します。

尚、平成31年度の会計期間が2月末日までであるため、令和2年に限り会計年度を3月1日に始まり翌年1月31日までとし、規則改正後の会計年度の適用は令和3年度からとします。

【現在】

第8章 経 費

第20条 本会の活動年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
但し、会計年度は、3月1日から始まり翌年2月末日までとする。

【変更後】

第8章 経 費

第20条 本会の活動年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
但し、会計年度は、2月1日から始まり翌年1月31日までとする。

以上